

個人事業主が従業員を雇う

個人事業主が従業員を雇う手順

1. 税務署へ「給与支払事務所等の開設届出書」の提出
(雇用した日から1ヶ月以内)
2. 税務署へ「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」の提出
源泉徴収した所得税は、原則、給与支払の翌月10日までに納付しなければなりません。ただし、従業員が10人未満の場合は、その手間を省略できる特例があります。「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認されれば、1月と7月の年2回にまとめて納付することができます。
3. 所轄の労働基準監督署に、「保険関係成立届」を提出(電子申請可能)。
(雇用した翌日から10日以内)
4. 所轄の労働基準監督署に、「概算保険料申告書」を提出(電子申請可能)
および保険料の納付。(雇用した翌日から50日以内)
5. 所轄の公共職業安定所に、「雇用保険適用事業所設置届」を提出(電子申請可能)。(雇用した翌日から10日以内)
6. 所轄の公共職業安定所に、「雇用保険被保険者資格取得届」を提出(電子申請可能)。(雇用した日の翌月10日まで)
7. 従業員が5人以上になった日から5日以内に社会保険の手続を行う。
(電子申請可能)
 - ①所轄の事務センター(年金事務所)に、「新規適用事業所現況書」を提出
 - ②所轄の事務センター(年金事務所)に、「被保険者資格取得届」を提出
 - ③所轄の事務センター(年金事務所)に、「健康保険被扶養者届」を提出

雇用助成金：従業員を新たに雇い入れる場合の助成金

高年齢者・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)
発達障害者または難治性疾患患者を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)
自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者等を雇い入れる	特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)
安定就業を希望する未経験者を試行的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)
障害者を試行的・段階的に雇い入れる	トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース 障害者短時間トライアルコース)
建設業の中小事業主が若年者(35歳未満)または女性を建設技能労働者等として試行雇用する	トライアル雇用助成金 (若年・女性建設労働者トライアルコース)
その他	地域雇用開発助成金
詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください	早期再就職支援助成金
	人材確保等支援助成金
	65歳超雇用推進助成金
	高年齢労働者処遇改善促進助成金
	キャリアアップ助成金

参考として

都道府県	最低賃金時間額(円)	令和5年度 最低賃金時間額(円)	発効年月日
栃木	1,004	954	令和6年10月1日
群馬	985	935	令和6年10月4日
埼玉	1,078	1,028	令和6年10月1日
千葉	1,076	1,026	令和6年10月1日
東京	1,163	1,113	令和6年10月1日
神奈川	1,162	1,112	令和6年10月1日

- 従業員を雇用した場合（家族（専従者）を含む）は、事業主は源泉徴収義務者となり、従業員の給与から所得税を源泉徴収して、税務署に納税する必要があります。
また、パートやアルバイトを含めて従業員を一人でも雇用すれば、業種・規模の如何を問わず、労働保険（雇用保険と労災保険）に加入しなければなりません。
- パートタイマーやアルバイトなど、雇用期間が定められた労働者との契約「有期労働契約」が5年を超えて反復更新された場合、労働者からの申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換される「無期転換ルール」が、施行されています。